

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価  
化学物質の指定を取り消したので公示する件（案）」  
に対する意見公募の結果について

令和7年3月31日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価  
化学物質の指定を取り消したので公示する件（案）」に対する意見公募（パブリックコ  
メント）を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたの  
で公表いたします。

なお、本意見公募とは直接関係のない御意見につきましては、御意見に対する考え  
方をお示ししておりませんが、承っております。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 公募期間：令和7年2月12日（水）～令和7年3月13日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省  
ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵送又はe-mail

2. 提出意見の総数

3件

3. 問い合わせ先

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

TEL：03-3501-0605

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

TEL：03-5521-8253

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>案1の6物質の内、27,129は、2024年9月20日の3省合同部会の議事録で確認しました。230,244は、2025年1月14日の3省合同部会の議事要旨で大体のところはわかりました。しかし、255,256についてはどのような経緯で取消が決められたのでしょうか？</p>	<p>令和7年2月7日に公表した「令和6年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて」(※)において、「1. 数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質」に掲げる物質です。</p> <p>(※) 「令和6年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pacs_suryokanshi_2024fy.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pacs_suryokanshi_2024fy.pdf</a></p>
2	<p>リスク評価、モニタリングデータそれも開示していただきたい。</p> <p>どんな有識者の意見を伺って取り消しに至ったのか、全くもって分かりません。三大臣が判断したデータの開示をお願いします。</p> <p>一般人でも分かる有毒物質が解除されるそのようなことがあるのでしょうか？諸外国で規制されているものにもなかなか基準が厳しくならない日本の状況危機的です。</p> <p>製造輸入数量が満たないものはありますが、少量でも有害なものは有害ですよ、その基準に至った経緯は？そんな微量なものまで検査できないのであれば、基準を通ったものしか使用できないようにしてください。</p> <p>推計排出量まで計算されているようですが、それならば何故健康被害がでているのでしょうか？国際的な動向も鑑みていらっしゃるようですが、これまで見過ごされているPFASの問題など信憑性に欠けていて言葉が出ません。</p> <p>リスクがないと言えない完全な科学的証拠が欠如していても対象となるならば、除外対象にも疑問ですし(どこの省庁が見落としでも補え合える仕組みが必要ではないでしょうか。農薬や食品添加物についてなど、現省庁でスルーされているものも国民は不信感だらけです)、スクリーニング中は使用禁止にするなど対応すべきではないのでしょうか。</p> <p>また数値はどこから来ているの分かりませんが、従業員、暴露が多いであろう方や、既に化学物質過敏症になってしまっている方など、平らに調べるのではなくそういうところから危険性を推測するなど、全員に起こってからでは遅い状況ではないのでしょうか。原因が分からない</p>	<p>化審法では、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入前に性状に関して審査するとともに、化学物質の有する性状等に応じ、その製造、輸入、使用等について必要な規制を行うこととしています。</p> <p>化審法における一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価では、有害性の視点と、環境経由の暴露の視点を統合した観点で評価を実施しています。</p> <p>案の1及び案の2に記載の化学物質に関する審議状況等については、以下のURL及び通し番号1番の御意見に対する考え方も併せてご参照ください。</p> <p>薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会</p> <p>(2024年9月)</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2024_02.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2024_02.html</a></p> <p>(2025年1月)</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2024_04.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2024_04.html</a></p> <p>なお、今般、優先評価化学物質の指定の取消しの対象となった物質は、取り消した後も引き続き、一般化学物質として製造・輸入者への数量等の届出義務は課され、スクリーニング評価の対象として管理してまいります。</p>

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>にしろこんなに癌や精神疾患が増えている状況が化学物質の増加とともにあることは避けられない事実です。</p> <p>まだまだ化学物質過敏症を診られる専門医は少ないですが、当事者や医師とも連携をとって、信憑性のあるデータ提示をお願いいたします。</p> <p>一般人に被害が及ぶ前に取り扱っている、暴露量の多い方への対応は迅速に必要だと思います。取り消しの検討されるよりも、まず危険性があるならしっかりとたいおうしてください。</p> <p>省庁連携されてこちらが出ているということはしっかりとした連携、専門性の高いデータが出揃っているのだと思いますので、よろしくお願いします。</p>	
3	<p>昨今の化学物質で体調を崩す人、化学物質過敏症患者増加の中でこのような取り消しがなされることは時代を逆行する行為だと考えます。</p> <p>また、化学物質過敏症など体調を崩しながら暮らす人々の人権侵害に繋がると考えます。</p> <p>今後は規制と製造を減らす方向へ向かうべきではないでしょうか？</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>